



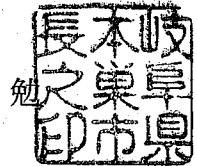
本巣市公示第35号

入札公告

本巣市普通財産の売払いについて、一般競争入札を以下のとおり行うので、本巣市契約規則（平成16年規則第42号）第2条及び本巣市普通財産の一般競争入札実施要領（平成22年訓令甲第4号）第4条に基づき公告する。

令和8年7月24日

本巣市長 藤原 勉



1 一般競争入札に付する売り払い物件

物件番号	所在地	地目	地積(登記簿)	地積(実測)
1	本巣市文殊字西之門 1083 番 1	宅地	176.31 m ²	176.31 m ²
2	本巣市仏生寺字天神 410 番 1	雑種地	330 m ²	330.01 m ²
3	本巣市下真桑字大門前 382 番 5	宅地	348.81 m ²	348.81 m ²

2 予定価格	物件 1	2, 500, 000 円
	物件 2	4, 340, 000 円
	物件 3	7, 610, 000 円

3 入札の参加資格に関する事項

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとするもの
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次のアからキまでのいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
 - ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
 - エ 役員等がその属する法人等又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

カ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらのものから委託を受けたもの

(5) 市税を滞納している者

4 入札の参加申込に関する事項

入札参加者は、次の書類を提出すること。

- (1) 一般競争入札参加申込書兼受付書（様式第 2 号）
- (2) 住民票（個人の場合に限る。連名の場合にはすべての者の分）
- (3) 法人全部事項証明書（法人の場合に限る。連名の場合にはすべての法人の分）
- (4) 身分証明書（個人の場合に限る。連名の場合にはすべての者の分）
- (5) 誓約書（様式第 3 号）
- (6) 納税証明書（市税について滞納額がない証明）

受付期間 令和 8 年 7 月 24 日（金）～令和 8 年 8 月 27 日（木）（閉庁日を除く）

受付時間 午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分（正午から午後 1 時までを除く）

受付場所 本巢市役所本庁舎 財政課

5 入札、開札の日時及び場所

令和 8 年 9 月 2 日（水）	物件 1	午前 9 時 30 分から
	物件 2	午前 9 時 45 分から
	物件 3	午前 10 時 00 分から

本巢市役所本庁舎 3 階大会議室（西）

6 入札を無効とする場合に関する事項

本巢市契約規則第 14 条に規定する次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 入札者の資格を有しない者が入札をしたとき。
- (2) 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。
- (3) 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
- (4) 入札書に記名押印のないとき、又は記載内容が明らかでないとき。
- (5) 入札書の金額を訂正してあるとき。

- (6) 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- (7) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- (8) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (9) 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
- (10) 前各号のほか、契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金 予定価格の100分の5の金額（千円未満切り上げ）

契約保証金 売買代金の100分の10以上の金額

8 その他必要な事項

入札者が代理人の場合は、委任状を持参すること。